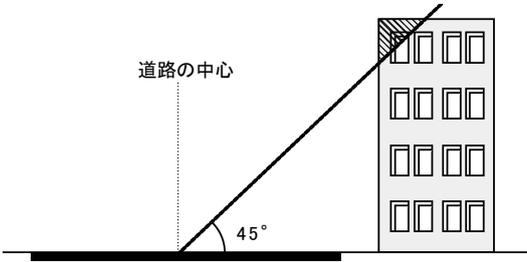


耐震改修促進法に基づく耐震診断の結果の公表について

平成 25 年 11 月 25 日の耐震改修促進法の改正により、耐震診断の実施が義務付けられた建築物は診断結果を報告し、市はその結果を公表しなければなりません。今回は不特定多数の者が利用する大規模な建築物の耐震診断結果の公表について報告します。

1. 耐震診断が義務付けられている建築物

	A 大規模建築物	B 沿道建築物
対象建物	①病院、ホテル、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物 (階数 3 以上かつ延床面積 5,000 m ² 以上等) ②幼稚園、保育園等の災害時要援護者が利用する建築物 (階数 3 以上かつ延床面積 1,500 m ² 以上等) ③一定量以上の危険物を取り扱う建築物 (延床面積 5,000 m ² 以上 かつ敷地境界線から一定距離以内)	災害時の円滑な避難や救助活動等を困難にするおそれのある建築物 (耐震診断が義務付けられた路線 * 沿いに建ち、高さが概ね前面道路幅員の半分以上のもの) ※国道 1 号、16 号など全 20 路線 
報告期限	平成 27 年 12 月 31 日	平成 28 年 12 月 31 日
公表時期	平成 29 年 3 月	平成 31 年度頃
対象棟数	民間：81 棟、公共：398 棟 合計 479 棟 (耐震診断実施率：100%)	民間：473 棟、公共：10 棟 合計：483 棟 * (耐震診断実施率：11 月末時点 約 87%)

※沿道建築物の対象棟数は、これまで 570 棟とご報告しておりましたが、建替えや除却されたものなどを精査した結果、483 棟となりました。

2. 耐震診断結果の公表の概要

(1) 公表の方法及び内容

建築局建築防災課の ホームページ 及び 窓口 で、**建物名称、所在地、耐震性の有無、耐震化の予定**等を公表します。

(2) 公表の時期

A 大規模建築物

平成 29 年 3 月を目途に公表を行う予定ですが、なお、公表による経営や競争環境への影響に配慮し、**神奈川県下の行政庁で同時期に公表**を行えるよう調整を進めています。また、公表までに所有者に対し、公表内容の最終確認を行います。

B 沿道建築物

耐震診断実施率 100%に向けて、診断結果の 未報告者に対して、継続的な指導を行います。また、耐震性が不足する建物所有者に対し、耐震化に向けた指導や啓発等を行い、平成 31 年度頃に公表を行う予定です。